

ラムザイヤーの理論と政治的背景

—歪曲と偏見に満ちた差別論文の撤回を—

片岡

1. はじめに（鳥取ループが証拠提出）

鳥取ループ・示現舎の「全国部落調査」復刻版の出版禁止を求めた裁判は3月18日に結審し、9月27日に判決を迎えることになった。その最後の法廷で鳥取ループはハーバード大学マーク・ラムザイヤー教授の論文を証拠として提出してきた。「日本におけるアウトカースト政治と組織犯罪：民族的補助金（**ethnic subsidies**）の終焉による影響」と「でっち上げのアイデンティティを使って：日本の部落アウトカースト」の二つの論文である。この二つの論文は、部落の起源や戦前戦後の解放運動、政府の同和行政など部落問題全般にわたってラムザイヤーの独自の見解を述べたものであるが、その内容はおよそ学術論文と呼ぶに値しない事実の歪曲と偏見に満ちたものだ。部落の起源に関する歴史的な事実をねつ造しているだけでなく、全国水平社や部落解放同盟を暴力団のように見なし、解放運動を「ゆすり」行為のように描くことによって解放運動の信用を失墜させようとする極めて悪質な差別論文と言わざるを得ない。

2つの論文は、2017、2018年にハーバード大学ロースクールのウェブサイトにてディスカッション・ペーパーとして掲載され、現在も見ることが出来る。ディスカッション・ペーパーとは、幅広く意見を求めることなどを目的として、一般には査読（注1）のある学会誌に投稿する前に執筆・公表されるものを指している。鳥取ループが裁判所に提出したのはこの2つである。

2本の論文は、その後、査読を経て、それぞれ2018年、2019年に学会誌掲載された。いずれも法・経済学の学会誌で、日本研究の専門家が査読をしたとは思えないが、学会誌に掲載されたということは、アカデミックな世界では一定の認知を受けたことになり、海外における今後の部落問題研究に非常に悪い影響を与えることになる。

ところで、鳥取ループはこれまで裁判のなかで「全国部落調査」は「学術的な研究にとって貴重な資料だ」と繰り返してきたが、彼は結審の最終意見陳述で、「『全国部落調査』は部落問題に関する書籍や学術論文から過去に何度も引用されています」「最近では、ハーバード大学法科大学院のマーク・ラムザイヤー教授が2017年に発表した『日本におけるアウトカースト政策と組織犯罪：属人給付（**ethnic subsidies**）廃止の効果』という論文で、まさに被告宮部が公表した『全国部落調査』が利用されています」と述べ、これまでの主張の正当化を図った。いっぽう、ラムザイヤーも論文の中で「私たちは、2015年後半にこのリストを取得した。鳥取ループの仮名で宮部龍彦がこの文章を自分のインターネット上のサ

イトに掲載した」と述べ、「全国部落調査」を論文作成に利用していることを説明し、鳥取ループを評価した。

裁判所がラムザイヤー論文をどの程度評価するかはわからないが、荒唐無稽な学術論文であったとしても、研究のためであれば「全国部落調査」の利用は違法ではないというような判断をすることになれば、鳥取ループの差別行為にお墨付きを与えることになってしまう。そうなっては部落解放同盟はもちろん、国や地方自治体、学校、企業、労組、宗教団体などさまざまな人々が長年にわたって積みあげてきた努力が水泡に帰すことになりかねない。

この小文は、直接には鳥取ループが証拠として持ち出してきたラムザイヤー論文の非科学性を明らかにして証拠としてはまったく価値がないだけでなく、きわめて差別的な論文であることを明らかにするために作成したものである。しかし、もちろん裁判のためだけではない。論文の背後に存在しているラムザイヤーの理論の差別的な本質を暴くとともに、政治的な背景を明らかにしてラムザイヤーらの画策を阻止し、論文を撤回させるために書いたものである。部落解放同盟としては、ラムザイヤー論文の存在を広く知らせて、全国各地で部落問題研究に取り組んでいる研究者に対してラムザイヤー論文への批判を呼びかけていきたい。

2、ラムザイヤー論文の要旨

部落問題に関連してラムザイヤーが発表している論文は合計4本ある（注2）。ディスカッション・ペーパーと呼ばれる論文が2本、学会誌論文が2本あるが、ディスカッション・ペーパーと学会誌論文はペアであって、加筆修正はあってもほぼ同じ内容で、タイトルも同じである。従って内容からみると実質的には2本(2組)の論文である。

2本の論文の内容については、ラムザイヤー本人がディスカッション・ペーパーの冒頭に「要旨」として記述しているので、翻訳したものをそのまま掲載する。

「日本のアウトカースト政治と組織犯罪：民族的補助金廃止による影響」（要旨）

「1969年、日本は「部落民」と言われるアウトカーストのための大規模な補助金事業を開始した。補助金は暴力団を引き付け、組織犯罪を通じて得られるようになったより高収入は、犯罪のために合法的な部門を放棄した部落民に流れた。その過程で、補助金は、すでに多くの日本人がもっていた部落民を暴力団と同一視する傾向を新たに支えた。

政府は2002年に補助金を終了した。本稿は、30年間の地方自治体のデータと、長らく非公開とされていた1936年の部落地域の人口調査を統合することにより、補助金終了の影響を調査する。第一に、事業終了後に部落民の多い市町村から転出が増加したことがわかる。どうやら、補助金によって生み出された違法所得の増加は、若い部落民が主流社会に参加するのを妨げていたようだ。第二に、補助金に関連した暴力団による腐敗と強要が終わりに近づくと、部落地区のある自治体で地価が上昇したことがわかる。補助金がなくなり、

暴力団が後退していくにつれて、他の日本人は昔の部落地域が住むには魅力的な場所であると考えようになった。」

「でっち上げのアイデンティティ・ポリティクス：日本の部落アウトカースト」(要旨)

「14 の国勢調査（人口調査）と多種多様な量的歴史的情報を使って、私は日本のアウトカーストとされる集団の起源をたどる。同情的な学者は長い間、部落民と呼ばれているこの集団を、17 世紀の皮革労働者ギルドの子孫であると説明してきた。この集団の成員は祖先が死牛馬の処理に従事し、日本固有の清浄という宗教的強迫観念と衝突していたために差別を受けていると、これら学者は書いている。

実際は、部落民は皮革労働者の子孫ではない。彼らは貧農の子孫である。18 世紀、日本人は清浄への懸念から彼らを差別したのではない。日本人は彼らが貧しいから差別したのである。私たちが知っている部落民のアイデンティティは 20 世紀初頭から始まる。1922 年、自称ボルシェビキの部落の上層階級出身者たちが“解放”運動を開始した。自分たちの集団がマルクス主義者の歴史科学の枠内におさまるよう、彼らは皮革労働者のギルドという仮想のアイデンティティをこしらえた。しかし、数年のうちに、都市スラムからの犯罪者の事業家たちが新しい運動を乗っ取った。彼らは本格的にアイデンティティ政治に取り掛かり、社会の反発を生み出し、以降それが今日までこの集団を苦しめてきている。

犯罪者のリーダーたちは差別を申立てて、地方自治体（やがては国レベル）政府をゆさぶり、右肩上がりの無償給付を目ざした。1920 年代以前は、部落の富裕層は部落に留まり、社会のおよび経済的インフラの建設に力を貸した。1920 年代以降、ゆすりの手法を全面的に活用したいと思った部落民たちが部落に留まった。だが、犯罪者のリーダーたちが作った社会の反感により、メインストリームでの仕事を求めた部落民たちは徐々に部落を去り、一般社会に入っていった。」

3、論文の特徴

ラムザイヤーは二つの論文で部落問題に関して様々なことを書いているが、論文にはいくつかの特徴がみられる。

(1) 歴史的事実の改ざん、歪曲

そのひとつは、歴史的な事実の改ざん、歪曲である。

例えば、江戸時代に「えた・ひにん」と呼ばれた人々が弊牛馬の皮をなめす仕事をおこなっていたことは、全国各地の様々な古文書や史料から明らかである。私の地元埼玉でも「長吏（ちょうり）」が弊牛馬の皮をなめす仕事をおこない、かなりの利益を得ていたことがさまざまな史料で残されている。誰が何枚の皮を扱い、いくら利益を上げていたかという詳細な資料が各地に残っている。しかし、ラムザイヤーは、「もっとも重要なことは、ほとんどのカワタが動物の死骸の皮を剥いだことがなく、皮革取引とは何の関係もなかった」とか、「むしろほとんどの部落民は彼らの先祖を貧しい農民にたどる」などと述べ、研究や調査に

よって明らかになっている歴史的事実そのものを改ざんしている。驚くべきことにラムザイヤーは、「皮革労働者のギルド」という部落民のアイデンティティは、水平社内のボルシェビキ＝マルクス主義者が捏造したものであるとまで言い切っている。

(2) 解放運動の冒涇

第2の特徴は、差別からの解放を願って立ち上がり、不当な弾圧や妨害を乗り越えて平等な社会の建設を目指した全国水平社や、戦後その精神を引き継いだ部落解放同盟の運動をとことん愚弄し、冒涇していることである。

ラムザイヤーは、全国水平社はボルシェビキ・グループが自らの政治活動を拡大するためにつくったもので、それはすぐに犯罪者集団に乗っ取られたという。そして、その代表に松本治一郎委員長をあげ、松本委員長を「犯罪の暗黒街の代表」と呼んで憚（はばか）らない。もちろん水平社は犯罪者の集団ではない。その認識自体が偏見である。水平社が当時の社会運動や政治運動の影響を受けたことは確かであるが、政治運動のために部落民が水平社に結集したのではない。水平社に参加した部落民は、日常生活の様々な場面で受ける露骨な侮辱や差別への怒りから立ち上がったのである。埼玉でも1922年4月14日に埼玉県水平社が結成された。その呼び掛け文は不当な差別に対する怒りが溢れているが、政治活動への呼びかけはどこにも見られない。一部を紹介する。

「暗黒の世の中から光ある世の中に生きるために、サア手をグッと出して固く握り合ってくれ！『よき日』を一日も早くつくり出そう。来れ部落青年よ！真実を叫べ！正義に燃ゆる兄弟姉妹、振ひ起て！二千年来の圧迫から、虐待から脱せよ！」

部落民は、人間として止むに已まれぬ心情から水平社に参加したのであって、政治活動のために参加したのではない。ところがラムザイヤーは、それはボルシェビキ・グループが政治活動を拡大するためにつくったもので、すぐに犯罪者集団に乗っ取られたと述べ、差別に苦しんで立ち上がった部落民を冒涇している。そもそもラムザイヤーには、マイノリティ問題を取り上げながら、マイノリティを理解しようとする視点や立場、思想が論文のどこにも見られない。マイノリティを攻撃することが彼の目的だと断言してもいいほど被差別者を見下した視線で論文を書いている。

なかでも狭山事件に対する誹謗は、決して許すことが出来ない。ラムザイヤーは、論文のなかで狭山事件を取り上げ、「石川は強盗殺人でかなり重要な役割を果たした」「彼が少女を強姦殺害したギャングの少なくとも一部であったことは疑いの余地はない」などと言い切っている。いったいラムザイヤーは、どのような根拠にもとづいて石川さんを犯人だと断定しているのか。これだけ無罪の証拠が出ている中で、もし有罪であると公言するのであれば、その根拠を示すべきだ。ラムザイヤー論文は、長い間冤罪で苦しんできた石川一雄さんに対する侮辱であり、えん罪で闘ってきている部落解放同盟や全国の支援者に対する挑戦だ。

(3) 政府や地方自治体の同和対策事業の歪曲

第3の特徴は、戦後政府や地方自治体が行ってきた同和対策事業の意義や成果を無視し、あたかも解放同盟の「ゆすり」によって同和対策事業がおこなわれたかのように歪曲してい

ることである。

日本政府は、1960年代に2度にわたって部落の詳細な調査をおこない、部落が「きわめて憂慮すべき状態」にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され、平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識（同和対策審議会答申）したうえで、1969年に同和対策事業特別措置法を制定して生活環境の整備や社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上などの施策を実施した。同和対策事業は差別によって社会の底辺に縛られていた部落の人々の生活と権利を保護し、救済するために国がおこなった歴史的な事業である。しかし、ラムザイヤーは「戦後間もない頃から、『被差別部落』のリーダーと暴力団が連携して、地方自治体や県庁からの資金を強奪するようになった」と述べ、国や地方自治体がおこなった同和対策事業の歴史的なプロセスや動機、および成果を歪め、冒涇した。同和対策事業は、差別と貧困にあえいでいる部落の現状を確認した政府が、「平等なる日本国民としての生活が確保されるよう」おこなった事業であって、「ゆすり」によってはじめられた事業ではない。

（４）悪質な印象操作

第4の特徴は、いろいろな出版物から数字を取り出して部落の人口移動や部落民の犯罪率、婚外子率などの数字を割り出しているが、その組み合わせや計算方法は自らこしらえた部落民＝犯罪集団という推論に当てはまるよう恣意的に操作されており、部落への悪質な印象操作をおこなっていることである。

例えば、1935年の「全国部落調査」をもとにして現在の部落人口を推計しているのが、その際日本の人口増加率を単純に掛け合わせて「2010年の部落人口180万人」と推計している。しかし、そもそも「全国部落調査」は統一した基準で行われた調査ではない。小字単位で戸数や世帯数、人口をカウントした地域もあれば、部落を含む周辺地域全体をカウントしている地域も見られる。したがって「全国部落調査」の数字自体が科学的ではない。彼はそれを根拠にしたうえで、日本の人口増加率を単純に掛け算して部落民の人口を推計しているが、まったく非科学的だ。ちなみに国がおこなった最後の部落調査（1993年）では、89万人である。これは地区指定した地域の中に住んでいる者の人口で、混住率は41.4%である。「2010年の部落人口180万人」は、ラムザイヤーが勝手に想像した人口であって科学的な根拠は何もない。

それだけではない。問題なのは、この180万人という部落人口に、1989年の警察白書の暴力団員の数字を掛け合わせ、何の根拠も関連性もないのに無媒介に部落民に占める20、30歳代の暴力団員の割合を算出し、部落民＝暴力団を印象付けている。

また彼は、なにも根拠も示さず、部落の婚外子の割合や薬物使用の数字を挙げて、部落民が差別されるのは、「多くの部落民は、ひどく破壊された生活を送っている。婚外子の出産は、他の日本人よりもはるかに一般的である。薬物の使用はより普及している。犯罪は暴力的であり、組織犯罪は主に部落現象であり、BLLと暴力団の関係は深い」などと書き連ね、部落民が差別されるのは、暴力団が支配しているからとか、倫理道徳に反した生活を続けて

いる部落の側に原因があるように描いている。論文は、およそ学問とは無縁であり、差別の扇動以外の何物でもない。

(5) 研究成果の無視

第5の特徴は、部落問題に関連した数々の先行研究や調査を無視し、都合の良いところだけをつまみ食いしてでたらめな論文を書いていることである。

部落問題については、もちろん戦前にも研究があるにはあったが極めて限定的なものであった。しかし、戦後、国が特別対策をおこなうようになった60年代後半からは一挙に調査や研究が進め、各大学にも専門の研究者が登場し、部落の起源や運動史、部落の人口や生活、文化、教育、職業、環境住宅、さらに差別や偏見の原因の究明のための調査研究が盛んにおこなわれた。ところがラムザイヤーは、これらの先行研究をまったく無視している。彼は日本で育ったので、もちろん日本語の読み書きは堪能である。また彼自身がかんりの数の部落問題に関する日本語の書物を読んでいる。しかし、彼は、戦後積みあげられてきた先行研究をまったく無視し、自分の設定した「学説」に当てはまる部分だけを都合よく切り取って論文に書き込んでいる。

例えば、部落の人口流失に関する説明である。ラムザイヤーは、国の補助金が「若い部落民の男性に、学校を中退し、部落にとどまり、犯罪シンジケートに加わるように仕向けた」と述べ、いかにも同和対策事業の補助金を目当てに若者が地区内にとどまり、暴力団に参加したようなイメージを与えている。しかし、実際は違う。同和対策事業が実施されている期間に若者たちが高校や大学に通うようになり、卒業したあとさまざまな職業に就職した結果、部落には若者が少なくなった反面、高齢者が残り、部落の高齢者の割合は日本の平均値よりもかなり高くなった。これは各地の調査によって明かである。ラムザイヤーはこのような基本的な調査や研究成果さえ無視しており、自己のでたらめな推論に合わせて事実を歪曲している。あまりにもひどい研究書である。

2. ラムザイヤーの理論

なぜこのようなでたらめな論文をラムザイヤーは執筆したのか。その背景にどのような理論や主張があるのか、この点を考えてみたい。

(1) マイノリティ支援政策逆効果論

ラムザイヤーらの動きに詳しい「脱植民地化を目指す日米フェミニストネットワーク (FeND)」の小山エミさん (米国在住) は、彼の理論は一口に言えば、マイノリティへの福祉政策は逆効果であると唱える理論だと指摘する。すなわち、黒人やヒスパニックなどの「下層階級」への支援政策は、結果的にそのマイノリティの社会参加を阻害し、かえって逆効果になるというものだ。小山さんは、この主張の背景には、黒人やヒスパニックは、もともと人種的民族的に劣っているという白人至上主義が存在している、という。劣っているから貧しくなり、向上できない。それは、人種的民族的特性であり、自己責任でもある。それを是正しようとする政策はかえってマイノリティの向上心や自立心を阻害し、社会参加

を遅らせる。したがって黒人やヒスパニックの社会参加や差別の解消を考えるならば、彼らへの福祉支援はやめるべきである、というのである。

何とも差別的な理論であり、福祉に金をかけたくない政治家が飛びつくような福祉批判論である。日本でもこの種の説を唱える学者はいるが、ラムザイヤーの理論はもう少し手が込んでいる。ストレートに、マイノリティへの支援は惰民を育て、自立心を奪うという単純なものではなく、3段階構えになっている。すなわち、集団の指導者が暴力を使ってわざと社会からの反感を買い、差別を極大化させるとともに社会問題化させる。これが第1段階で、それを根拠にマイノリティの指導者たちは政府や自治体に助成金や支援措置を迫る。これが第2段階。第3段階では、引き出した助成金や支援措置を分配することによって、集団の構成員を支配化に置く。こうしてマイノリティ集団はますます社会から孤立し、団員は社会に参加する機会を奪われていく、というものだ

ラムザイヤーは、このような自説を日本に当てはめ、日本の部落、在日コリアン、沖縄はこのような経過をたどって自ら社会から隔離していった。したがって、部落や在日コリアン、沖縄への差別をなくし、社会参加を実現するためには、助成や支援を打ち切ることであるというのである。実際、沖縄についてラムザイヤーは「沖縄の公務員や軍用地主などのエリート階級の人々は、米軍の沖縄駐留がもたらす悪影響に対する闘争を、主に給与や地代収入をつりあげる『ゆすり戦略』として行っている」（注3）と主張する。また、部落は、政府が助成金（同和対策事業）を終了したことによってようやく社会参加の機会を得、差別や孤立から彼らは解放されつつあるという。これが彼の理論のアルファでありオメガである。

ただし、この主張は何もいま新しくラムザイヤーが提唱したものではない。半世紀以上前の「モイニハン報告」の焼き直しだと小山さんは指摘する。モイニハン報告とは、ジョンソン政権の高官ダニエル・モイニハンが1965年に作成した報告で、黒人の貧困の原因は、差別のよるものではなく黒人家庭の構造にあるのであって、福祉政策はかえって黒人家庭を崩壊させるというものである。福祉政策に金など使いたくない政府にとっては、小躍りするようなまことにありがたい高説である。どこかで聞いたようなフレーズだが、その昔、「部落民への支援はかえって部落民を墮落させて、差別を拡大する」ということをずいぶん聞かされたことを思い出す。

（2）「自説」の証明に日本の素材を

ところでラムザイヤーがアメリカの黒人やヒスパニックへの福祉政策を攻撃せずに、日本の部落、在日、沖縄を取り上げるのはなぜか。それは、アメリカでそんなことを言ったら袋叩きになるからだ――とラムザイヤー自身が説明している。自ら信じるこの理論は、アメリカでは手ひどい批判に晒されるから、自説を世に広めるために日本の部落、在日、沖縄を材料にしているのである。実際、「わたしは米国における人種対立など著名な事例を意図的に、しかし、不本意ながら避けることにしている」と説明している。

アメリカが立派な国だとは思わないが、少なくともアメリカで黒人やヒスパニックなどマイノリティへの支援政策、福祉政策を上記のような論理で批判すれば、袋叩きに合うだろう

うことは容易に想像できる。ラムザイヤーもそれはわかっている。分かっているから、アメリカを舞台にして自説を展開することは避け、それを証明できる場所として日本を選んだ、これがラムザイヤーの本音だと思う。彼は日本に18歳までいたのだから日本語は堪能だし、日本の内情もわかっている。そのうえで自説を立証する材料として日本のマイノリティたる部落、在日コリアン、沖縄を選んだ、というのが真相ではないか。しかし、そのようなことで部落が材料として取り上げられ、部落民＝でっち上げ、部落民＝暴力団、特別対策終了＝社会参加の復活といわれたのではたまらない。

3. 論文の政治的背景

ところで、なぜこの時期にラムザイヤーは、あのような差別論文を発表したのか。

ラムザイヤーはもともと日本の企業や税制度を研究する研究者であって歴史の研究者ではない。それが1991年から歴史的な事実を扱った論文を発表し始めた。彼の主張が右傾化するのはいここ2、3年のことで、2017年と18年に部落問題に関する論文を発表し、今年に入って沖縄や在日コリアンを取り上げた。なぜラムザイヤーは専門外だった部落や在日コリアン、沖縄を対象にした論文を書くようになったのか。その動機が今一つわからなかったが、ここにきてその背景が見えてきた。彼の背景には、彼を担ぎ出そうとする二つのグループが存在しているのだ。一つは、歴史修正主義グループで、もう一つは、ほかでもない安倍政権である。

(1) 歴史修正主義グループの期待

歴史修正主義とは、代表的には「ナチス・ドイツによるユダヤ人殺りく（ホロコースト）はでっちあげ」などに示されるような、歴史的な事実を逆転させる主張をいう。日本では、1990年代後半以降、「新しい歴史教科書をつくる会」が、日本が過去に起こした戦争を侵略戦争と呼ぶことを否定し、日本が中国大陸や東南アジア・太平洋地域で起こした戦争は「自存自衛の戦争」「アジア解放のための戦争」だったとして正当化するようになった。

1995年には「ホロコーストは作り話だった。ナチのガス室はなかった」と主張する文章を掲載した文藝春秋社の月刊誌『マルコポーロ』が、アメリカのユダヤ人団体から指摘・批判を受けて廃刊になったが、日本の歴史修正主義者はその後も手を緩めず、侵略戦争を正当化する宣伝に努めた。そして2014年、慰安婦問題で朝日新聞が「謝罪」したことを契機にして一挙に攻勢を強め、「歴史戦」と称して歴史修正主義を海外にも輸出しようとしてきた。とくに慰安婦問題では日本に対する強い批判が存在するアメリカに照準を合わせ、講演会の開催やイベントを繰り返してきた。しかし、アメリカ国内ではなかなか広く支持を集めることが出来ず、修正主義の海外輸出は捗々しくなかった。彼らは、その理由の一つに、修正主義を全面的に支持する親日家の研究者がいないことに気付き、そのため歴史修正主義に賛同する米国内の研究者を探し求めていた。

そこにラムザイヤーが登場した。歴史修正主義グループは、喉から手が出るほど欲しがっていた名門大学の教授の登場に小躍りした。ラムザイヤーは2020年12月に従軍慰安婦

に関する論文を発表したが、日本の歴史修正主義グループはわが意を得たりとばかり高く評価し、様々な場面でラムザイヤーを担ぎ上げるようになった。なお、従軍慰安婦に関するこの論文は、現在、学術的基準を満たしていないとして国際的に強い批判を浴びている。

(2) 安倍政権の戦略的対外発信

ラムザイヤーを称賛するもう一つグループは、他ならぬ安倍政権だった。知って通り安倍前首相は、根っからの歴史修正主義者であった。国会では「侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていない」と発言し、アジア太平洋戦争を侵略戦争と呼ぶことを否定した。知ってのとおり、彼は愛国教育を売り物に幼稚園に通う子どもたちに教育勅語の斉唱させる森友学園に100万円を寄付しただけでなく、9億円の国有地をただ同然で払下げ、これを批判するものを権力的に黙らせてきた。(もっとも、森友学園の籠池は安倍に裏切られて堀の中で暮らしているが)。また、それを受け継いだ菅首相も、就任早々日本学術会議の任命において、安保法制に反対した6人の研究者の任命を拒否し、安倍路線の継承者であることを内外に知らしめた。

この安倍＝菅政権は、2015年から「戦略的対外発信政策」と称して、日本政府の主張を支持する「親日派、知日派の育成」や「歴史認識で日本の立場や考え方を発信」するために莫大な予算をつぎ込んでいる。この政策にとって歴史修正主義を全面的に称賛するラムザイヤーは天からの授かりもの、天恵そのものである。実際、3月22日、参議院文教科学委員会の審議で自民党の議員がラムザイヤー論文をめぐる論争について日本政府の見解を問うたが、政府参考人の石月英雄は「ラムザイヤー・ハーバード大学教授のご指摘の学術論文は、査読を経て昨年12月にオンライン上で公表されたものと承知しています」と答弁し、萩生田光一文科大臣も「研究者が外部から干渉されることなく自発的かつ自由に研究活動を行い、その成果を自由に発表することは尊重されるべきと考えています」と述べ、ラムザイヤー論文を事実上支持した。

4、研究倫理の問題

ここまでラムザイヤー論文の問題点や背景を述べてきたが、次にもう一つ重要な問題、研究倫理の問題を指摘しておきたい。すなわち「全国部落調査」を研究資料として利用したラムザイヤーの研究者としての倫理上の問題である。

(1) 裁判所の決定無視

「全国部落調査」の経過を振り返ってみよう。横浜地裁が「全国部落調査」の出版差し止めの仮処分決定をおこなったのは2016年の3月28日である。また、横浜地裁相模原支部がウェブサイト削除の仮処分決定をおこなったのは4月18日である。その後、鳥取ループが上級裁判所に抗告したため、2016年から17年にかけて東京高裁、最高裁で審理がおこなわれ、最高裁が出版禁止について抗告を棄却したのは2017年11月10日であり、ウェブ削除について抗告を棄却したのは2018年1月である。これで2つの仮処分決定は確定した。

ところで、ラムザイヤーが「全国部落調査」を利用して学会誌に論文③を発表したのは、

2018年の3月であり、論文④を発表したのは、2019年11月である。ラムザイヤーは、裁判所が一切の公表を禁止したあとにそれを利用してディスカッション・ペーパーや論文を書いているのである。ラムザイヤー自身も論文で「この研究では、長く非公開とされた1936年の部落調査を使い……1980年から2010年までの人口統計及び経済データと組み合わせた」と述べ、非公開とされている資料であることを認めているが、これは明らかに裁判所の決定を無視した違法行為であり、法律上、また倫理上、到底許されない行為ではないか。

(2) 依命通知と焼却処分

ラムザイヤーの倫理違反、法律違反については、さらにあと3点追加しておきたい。一つは、2016年3月29日に東京法務局が鳥取ループを呼び出して出版やウェブサイトへの掲載は「差別的取り扱いをすることを助長する」として、「直ちに中止」するよう説示した事実である。二つ目は、2018年12月27日に法務局が「同和地区の識別情報の適示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害の恐れが高い、すなわち違法性のあるもの」との通知（「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」法務省人権擁護局調査救済課長）を全国の法務局に発出したことだ。法務省は、鳥取ループの裁判を念頭において、「全国部落調査」の出版やネット掲載は差別だとの見解を依命通知のかたちで発表したのである。

三つめは、部落地名総鑑事件における法務省の措置についてである。いまから45年前になるが、1975年、ラムザイヤーが利用した「全国部落調査」と同じ地名リストを製本して秘密裏に販売した部落地名総鑑事件では、法務省は図書購入者を調査したうえでこれを回収し、最終的には部落解放同盟の委員長立会いの下で焼却処分にしたのであった。

なにが言いたいのか、わかると思うが、ラムザイヤーは裁判所が出版やウェブ掲載を禁止した後、それを使って論文を執筆しただけでなく、東京法務局が「直ちに中止するよう」に説示し、また法務省が差別を助長する書籍として全国の法務局に依命通知を発出し、かつ45年前に政府が回収して焼却処分した図書をラムザイヤーは利用して論文を書いているのである。これは明らかに研究倫理に反する行為ではないのか。ラムザイヤーは、「全国部落調査」を利用したことを自慢げに説明しているが、国や裁判所が作ってはならぬ、持つてもならぬとしている資料を使って研究することは許されるのか。

研究倫理といえば、そもそもラムザイヤー論文には、マイノリティ問題を取り上げる研究者としての誠実さや謙虚さがまったく見られない。論文は結婚や就職における部落差別の実態にはまったく触れていない。論文のどこにも部落差別が現に存在しているという認識は見られない。彼には部落民が差別に苦しんでいるという基本的な認識そのものが欠落している。また彼は、マイノリティ問題を扱う場合、当事者から学ぶ、当事者と対話するという研究の大原則をもまったく放棄している。論文からは、部落民と部落解放運動に対する敵愾心と憎悪のみが伝わってくるだけである。いくら学術論文だとは言え、このようなものがまかり通ることは許されない。

4、差別論文の撤回を

(1) 論文の撤回を求めていこう！

歴史の捏造、水平社や解放運動に対する極めて悪質な誹謗中傷、同和対策事業の意義や成果の歪曲。ラムザイヤー論文は、全編これ部落や解放運動への憎悪と偏見に埋め尽くされており、部落民と部落解放運動を貶めるために執筆されたといわざるを得ない悪質な文書である。われわれはその撤回を強く求めていきたい。

その場合、本人だけではなく、学会に対しても強く撤回を求めていきたい。というのは、ディスカッション・ペーパーは、学会誌に掲載する前に公開して意見を求める文章であるから文章の責任はラムザイヤー本人が負うものであるが、学会誌に掲載された論文は、学会の査読を経て掲載を認められたもので、学会が「学術的価値」があると認めたと見なされるために学会にも掲載の責任が問われるからだ。

いったい、どのような審査を経てこれが学術論文として発表されたのか。もちろん人には学問の自由があるから、誰がどのような研究をおこなうかはその人間の自由である。しかしそれがアカデミックな学会誌に掲載されるとなると事情は違ってくる。少なくとも学会誌に掲載される場合は査読と呼ばれる事前のチェックがあり、何でも掲載するわけではないからだ。そう考えると、このラムザイヤー論文はいったい誰がチェックしたのか、疑わざるを得ない。おそらくは部落問題に精通している研究者がいない隙をついて掲載したものと思われるが、それ自体学会の怠慢であり、不手際ではないか。

いずれにしても、われわれは、論文を執筆したラムザイヤー本人と論文を掲載した学会に対して論文の撤回を強く求めていきたい。

(2) 各地で論文撤回を求める取り組みを

冒頭、鳥取ループがラムザイヤー論文を裁判の証拠として裁判所に提出したことを説明した。裁判所がラムザイヤー論文を重要な証拠として取り扱うとは思わないが、研究のためであれば「全国部落調査」の利用は違法ではないというような判断をする可能性がまったくないとは言い切れない。万が一にも、そのような判断を示すことがあれば、鳥取ループの差別行為にお墨付きを与えることになってしまい、人々が長年にわたって積みあげてきた努力が水泡に帰すことになりかねない。そのため部落解放同盟としては、今後、全国各地の部落解放研究所にラムザイヤー論文への批判を呼びかけていきたい。

もちろん、裁判に証拠として提出されたからラムザイヤー論文を批判するという以前に、差別を助長する極めて悪質な論文であるから厳しく批判しなければならないが、部落解放同盟として今後、ラムザイヤー論文の存在を広く知らせて、部落問題研究に取り組んでいる内外の研究者たちのあいだに批判の輪が広がることを期待したい。

全国の都府県連は、鳥取ループの裁判に勝つために、また鳥取ループと手を組んで差別を拡散させようとするラムザイヤーの跳梁跋扈を許さないために、各地の研究所や研究者にラムザイヤー批判の取り組みへの協力を呼びかけて欲しい。（おわり）

(注1)「査読」＝学術誌に投稿された学術論文を専門家が読み、その内容を査定すること。

(注2)

(ディスカッション・ペーパー)

① J. Mark Ramseyer and Eric B. Rasmusen (2017)

「日本におけるアウトカースト政治と組織犯罪：民族的補助金の終焉による影響」

原題：Outcaste Politics and Organized Crime in Japan: The Effect of Terminating

Ethnic Subsidies. (The Harvard John M. Olin Discussion Paper Series. No. 932

※インディアナ大学ビジネススクールの Rasmusen と共著

② J. Mark Ramseyer (2017)

「でっち上げのアイデンティティ・ポリティクス：日本の部落アウトカースト」

原題：On the Invention of Identity Politics: The Buraku Outcastes in Japan.

The Harvard John M. Olin Discussion Paper Series. No. 964.

(学会誌に掲載された論文)

③ J. Mark Ramseyer and Eric B. Rasmusen (March, 2018)

「日本におけるアウトカースト政治と組織犯罪：民族的補助金の終焉による影響」

原題：Outcaste Politics and Organized Crime in Japan: The Effect of Terminating Ethnic

Subsidies

Journal of Empirical Legal Studies Vol.15. pp.192-238

Doi: 10.1111/jels.12177

④ J. Mark Ramseyer (November, 2019)

「でっち上げのアイデンティティ・ポリティクス：日本の部落アウトカースト」

原題：On the Invention of Identity Politics: The Buraku Outcastes in Japan.

Review of Law and Economics. Volume 16. Issue 2

(Article No. 20190021)

(注3) “A Monitoring Theory of the Underclass: With Examples from Outcastes, Koreans, and Okinawans in Japan”